

荒尾市市民で支える小学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）を負担する保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法第17条第1項に規定する小学校又は特別支援学校の小学部に在籍する児童の保護者
- (2) 本市に住所を有し、当該児童と生計を一にしている保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている場合
- (2) 荒尾市就学援助要綱（平成20年教育委員会告示第1号）第4条第1項第4号に規定する給食費の援助を受けている場合
- (3) 荒尾市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成29年教育委員会告示第1号）第4条第1号に規定する学校給食費の支給を受けている場合（一部の支給を受けている場合を除く。）
- (4) 学校給食費を滞納している場合。ただし、児童手当等による徴収の申出書又は納付誓約書を提出しているときは、この限りでない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該児童と生計を一にし、本市に住所を有することができない事情がある場合において、教育委員会が特に必要があると認めるときは、当該保護者を補助対象者とすることができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、学校給食費の実費とする。ただし、荒尾市立以外の小学校に在籍する児童の保護者に対する補助金の額については、荒尾市立の小学校における学校給食費の額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合は、補助金の額から当該給付額を除くものとする。

3 学校給食を提供する小学校に在籍しているにもかかわらず、一切の学校給食の提供を受けられない事情がある場合において、教育委員会が特に必要があると認めるときは、第1項に規定する額を補助金の額とすることができる。

4 前項の場合において、補助対象者は、医師の診断による学校生活管理指導表等を書面にて提出しなければならない。

(補助金の交付申請等の委任)

第4条 児童が荒尾市立の小学校に在籍する補助対象者は、補助金の交付申請、実績報告、請求等に関する権限については当該児童が在籍する小学校の校長（以下「補助申請等受任者」という。）に、補助金の受領及び精算に関する権限については荒尾市立学校給食センター所長（以下「補助金受任者」という。）に、それぞれ委任できるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条の規定により委任をする補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、荒尾市市民で支える小学校給食費補助金交付申請等委任状兼同意書（様式第1号）を、補助申請等受任者を經由し、市長に提出しなければならない。

2 補助申請等受任者は、補助対象者から前条の規定による委任があったときは、市長が定める期日までに補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 荒尾市市民で支える小学校給食費補助金交付申請等委任状兼同意書（様式第1号）
- (2) 荒尾市市民で支える小学校給食費補助事業計画書（様式第3号）
- (3) 補助対象児童名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 児童が荒尾市立の小学校に在籍する補助対象者のうち、補助申請等受任者及び補助金受任者に委任をしない補助対象者又は児童が荒尾市立以外の小学校に在籍する補助対象者（以下「個人申請者」という。）が補助金の交付を受けようとする場合は、荒尾市市民で支える小学校給食費補助金交付申請書兼同意書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 学校給食費を証明する書類

- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現況調査等により、速やかに補助金の交付又は不交付を決定するものとする。
(決定通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を、第5条第1項及び第2項の規定による申請の場合は補助申請等受任者に、同条第3項の規定による申請の場合は個人申請者に、補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定は、補助金の不交付を決定する場合に準用する。この場合において、「その決定の内容」とあるのは「その旨及び理由」と、「補助金交付決定通知書(様式第5号)」とあるのは「補助金不交付(交付取消)決定通知書(様式第6号)」と読み替えるものとする。

(決定の変更承認申請等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助申請等受任者又は個人申請者は、補助事業に要する経費の額を変更しようとするときは、補助金事業計画変更承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業に要する経費の額が補助金交付決定額を下回る変更の場合は、第11条の規定による実績報告をもってこれに代えることができる。

- (1) 補助金交付決定通知書
(2) 変更事業計画書
(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金事業計画変更(承認・不承認)通知書(様式第8号)により補助申請等受任者又は個人申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請(前条第1項に規定する変更申請を含む。以下同じ。)をした補助申請等受任者又は個人申請者は、第7条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定(前条第2項の規定による変更の承認及び不承認を含む。以下同じ。)の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の日までに当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき(前項に規定する事情の変更を除く。)は、補助金の交付の決定の内容を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 3 第1項の規定による取消し及び前項の規定による変更については、補助申請等受任者又は個人申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助申請等受任者は、補助事業が完了したときは、市長が定める期日までに補助事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 荒尾市市民で支える小学校給食費補助事業実績報告書(様式第10号)
(2) 補助対象児童名簿
(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 個人申請者は、補助事業が完了したときは、市長が定める期日までに補助事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 学校給食費を証明する書類
(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じ

て行う現況調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第12号）により補助申請等受任者又は個人申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助申請等受任者又は個人申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る書類等の審査を行い、補助金受任者又は個人申請者に補助金を交付するものとする。

3 市長は、補助金受任者に補助金を交付する場合で、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。この場合において、補助申請等受任者は、市長が定める期日までに補助金概算払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第14条 前条第3項の規定により概算払で補助金の交付を受けた補助金受任者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の末日までに精算しなければならない。

（補助金額の端数計算）

第15条 補助金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる学校給食費の実費の合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

2 補助金の額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（1）第2条第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。

（2）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（3）その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、平成29年10月1日以後に提供される学校給食に係る学校給食費について適用する。

（準備行為）

3 この告示の規定による補助金の申請その他必要な手続は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則（令和3年3月24日教委告示第3号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和4年2月25日教委告示第1号）

この告示は、告示の日から施行する。